

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第六十二号）（人事課）

一 改正の要旨

旅館業法等の一部が改正されたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和五年十二月十三日

★ クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則（規則第六十三号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業法等の一部が改正され、事業譲渡に伴う営業許可申請等の手続が見直されたことなどに伴い、次の規則について様式を改めるなど、必要な改正を行った。

- 1 クリーニング業法施行細則
- 2 食品衛生法施行細則
- 3 理容師法施行細則
- 4 美容師法施行細則
- 5 旅館業法施行細則
- 6 興行場法施行細則
- 7 公衆浴場法施行細則
- 8 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則
- 9 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則

二 施行期日

令和五年十二月十三日